# 郡山市観光コンテンツ開発支援補助金対象事業 募集要項

#### 第1 趣旨

本市においては、これまで MICE による来訪者をメインターゲットとし、観光誘客の促進と地域経済の活性化を推進していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により MICE 来訪者を含めた観光客は減少し、更に変化しつつある旅のスタイルへの対応が求められてきております。

そこで、新型コロナウイルス感染症の収束期を見据えた施策として、本市でしか体験できない魅力ある観光コンテンツの開発を推進するため、本市の課題(※別紙「郡山市観光コンテンツ開発支援事業」に関連する郡山市の観光の現状と課題の考察をご覧ください。)を突破するアイデアによる、新たな観光コンテンツや、既存観光コンテンツに新たな魅力を加え高付加価値化する観光コンテンツを募集し、採択された事業者に対して、開発や磨き上げに係る費用の一部を予算の範囲内において補助します。

## 第2 観光コンテンツとは

本市の魅力ある観光資源の活用や、各事業者が保有している技術や文化的要素などを新たな視点により誘客への活用可能な資源を活用し、市外から誘客が見込まれ、継続的に販売を実施する体験プログラムをいいます。

#### 第3 採択事業者への補助内容

①観光コンテンツ開発(新規開発・既存コンテンツの磨き上げ)に要する経費に対する補助補助対象経費の2分の1以内の額(上限50万円まで)

※補助対象経費の詳細は、郡山市観光コンテンツ開発支援補助金交付要綱(以下「要綱という。」)をご確認ください

②アドバイザー派遣

(事業計画書の内容に応じて採択事業者と協議の上、派遣します。)

#### 第4 事業スケジュール

1 募集開始令和4年4月 1日(金)2 質疑受付期限令和4年4月15日(金)まで3 質疑への回答令和4年4月22日(金)まで4 申請期限令和4年5月13日(金)まで5 選定・審査令和4年5月下旬を予定6 採択事業者の決定令和4年6月上旬を予定7 補助金交付申請令和4年6月中旬を予定

9 事業の実施

8 審査・交付決定

10 完了・実績報告 事業終了後60日以内(最終期限は令和5年3月31日)

令和4年6月下旬を予定

11 補助金額確定・補助金の交付 実績報告後随時

※期限については、記載されている日付の午後5時15分までとする。

#### 第5 参加資格

公募に参加する事業者については、以下の条件をすべて満たすこと。

- 1 法人、団体又は個人事業主(以下「団体等」という。) ※趣旨に合致する提案であれば、郡山市に拠点がない団体等でも可
- 2 役員等に、郡山市暴力団排除条例(平成 24 年郡山市条例第 46 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 8 号に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者が含まれていない団体等
- 3 市税等(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)軽自動車税、事業所税、 入湯税及び国民健康保険税をいう。)を滞納していない者

## 第6 申請手続等

- 1 期間 令和4年4月1日(金)から令和4年5月13日(金)まで
- 2 提出書類 (メールまたは郵送により申請)
- (1) 別紙「事業計画書」(要綱 第1号様式)
- (2) 別紙「収支予算書」(要綱 第2号様式)
- (3) 納税証明書(団体等の所在が郡山市内である場合は、別紙1「同意書」
- (4) 別紙2「誓約書」
- (5) 団体等の概要資料(定款、会則、名簿、ウェブサイト等に記載されている団体概要等)
- 3 質疑受付 別紙3「質問書」をメールで提出
- 4 質疑回答 期限までに質問者に回答の上、市ウェブサイトに掲載する。

## 第7

選考方法及び審査結果の通知

- 1 募集期間終了後、申請書類に基づき審査員による審査を行う。
- 2 次に定める評価基準により総合的な評価を行い、採択事業者を決定する。
- 3 審査結果について、申請者に書面で通知し、市ウェブサイトに公表する。

#### 【評価基準】

No	審査項目	配点
1	想定ターゲットに対して十分訴求する内容か	20 点
	(体験してほしい人に面白いと思ってもらえる内容か)	
2	コンテンツ自体に独自性があり、旅の動機となるか	20 点
	(このコンテンツを体験するために郡山に来たくなるか)	
3	郡山市ならではの文化や特色を活かした内容になっているか	20 点
	(郡山産○○を活用している等)	
4	滞在時間が増加する(経済効果が高くなる可能性を増やす)工	20 点
	夫があるか(宿泊につながりやすい内容、または、朝や夕方の	
	時間を有効活用した内容になっている等)	
5	新しい旅のスタイルに対応しているか	20 点
	(参加者が安心して参加できる感染対策がとられているか)	
合計		100 点

## 第8 団体等の採択について

- 1 事業者の決定については、文書により申請書宛てに通知する。
- 2 採択事業者は、市に「補助金等交付申請書」(郡山市補助金等の交付に関する規則 第1号様 式)を提出する。
- 3 市は、申請内容を精査し、観光コンテンツ開発に要する経費の一部補助やアドバイザー派遣を 行う。

## 第9 その他

- 1 申請に関する一切の経費は、事業者の負担とする。
- 2 申請された書類の返却は行わない。

〈事務担当〉産業観光部観光課 橋本

〈電 話〉024-924-2621

〈メ ー ル〉kankou@city.koriyama.lg.jp